

昭和学院短期大学保育士課程履修規程

平成 15 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 28 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第 38 条第 6 項の規定により、児童福祉法および同法施行規則に基づき、本学における保育士課程の履修に関する事項を定めることを目的とする。

(資格)

第 2 条 本学保育士課程において、取得申請できる資格は、次のとおりとする。

保育士証

(保育士課程の履修)

第 3 条 保育士課程を履修できる者は、以下のとおりとする。

- 一 本学人間生活学科こども発達専攻に在籍する学生。
- 二 本学及びその他指定保育士養成施設を卒業した者。

(保育士課程の履修費)

第 4 条 保育士課程を履修する者は、所定の期日までに保育士課程履修費を納入しなければならない。

(保育士資格証取得に関する授業科目および単位の修得)

第 5 条 保育士課程を履修する者は、本学において開設している学則別表第 1 の授業科目のうち、児童福祉法および同法施行規則に定める教育内容に則る授業科目および単位数を修得し、さらに本規程に定める授業科目および単位数を修得しなければならない。

2 保育士課程の授業科目の種類、および単位数は別表のとおりとする。

3 保育士課程に定める授業科目のうち専門科目の必修科目及び選択必修科目の出席が学則に定める時間数の 3 分の 2 に満たないときは、当該科目の単位の認定は行わないことがある。ただし、やむを得ない特別の事由があると認められた場合には、一定の限度内で補講を行うことができる。

(保育実習の履修)

第 6 条 保育実習の履修については、別に定める。

(資格不取得卒業者の資格取得)

第 7 条 学則に定められた保育士資格証要件単位不足のまま本学人間生活学科こども(人

間)発達専攻を卒業した者は卒業後、科目等履修生として不足単位を修得することにより、保育士資格証の取得資格を得ることができる。

第 8 条 この規程の施行に必要な細則は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(一部省略)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 保育士課程のための授業科目・単位数及び授業形態

系 列	教 科 名	単位数	授業形態
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	講義
	教育原理	2	講義
	子ども家庭福祉	2	講義
	社会福祉	2	講義
	子ども家庭支援論	2	講義
	社会的養護 I	2	講義
	教師・保育者論	2	講義
	保育キャリアデザイン A	1*	演習
保育キャリアデザイン B	1*	演習	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	講義
	子ども家庭支援の心理学	2	講義
	子どもの理解と援助	1	演習
	子どもの保健	2	講義
	子どもの食と栄養 A	1	演習
	子どもの食と栄養 B	1	演習
	教育の心理学	2*	講義
	幼児理解 (カウンセリングを含む)	2	講義
保育の内容・方法に関する科目	幼児教育課程論	2	講義
	保育内容総論	1	演習
	保育内容：健康	1	演習
	保育内容：言葉	1	演習
	保育内容：人間関係	1	演習

系 列	教 科 名	単位数	授業形態
	保育内容：環境	1	演習
	保育内容：表現（音楽）	1	演習
	保育内容：表現（造形）	1	演習
	保育内容の指導法（情報機器の活用を含む）	2	演習
	保育内容の理解と方法（教材の活用を含む）	2	演習
	保育基礎演習	1	演習
	乳児保育Ⅰ	2	講義
	乳児保育Ⅱ	1	演習
	子どもの健康と安全	1	演習
	特別な支援を要する子どもの理解と支援	2	演習
	社会的養護Ⅱ	1	演習
	子育て支援	1	演習
	発達と健康	1 *	演習
	こどもと読書生活	2 *	講義
	幼児体育	1 *	演習
	生活の基礎	2	演習
	教育方法	2 *	演習
	幼児英語教材演習	1 *	演習
	保育の音楽表現	2 *	演習
	音楽表現法	2 *	演習
	こどもの図画工作	1 *	演習
保育実習	保育実習Ⅰ	4	実習
	保育実習指導Ⅰ	2	演習
	保育実習Ⅱ	2	実習
	保育実習指導Ⅱ	1	演習
総合演習	教職実践演習（幼稚園）	2	演習

* 印から、6 単位以上選択必修

